

1 自衛消防組織の設置を要する防火対象物の範囲（消防法施行令第4条の2の4）

対象用途	規模
劇場等(1項)	① 階数が11以上の防火対象物 延べ面積 10,000㎡以上
風俗営業店舗等(2項)	
飲食店等(3項)	
百貨店等(4項)	
ホテル等(5項イ)	
病院・社会福祉施設等(6項)	
学校等(7項)	
図書館・博物館等(8項)	
公衆浴場等(9項)	
車両の停車場等(10項)	
神社・寺院等(11項)	
工場等(12項)	
駐車場等(13項イ)	
その他の事業場(15項)	② 階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積 20,000㎡以上
文化財である建築物(17項)	
	③ 階数が4以下の防火対象物 延べ面積 50,000㎡以上
	※ 階数は地階を除きます
地下街(16項の2)	延べ面積 1,000㎡以上

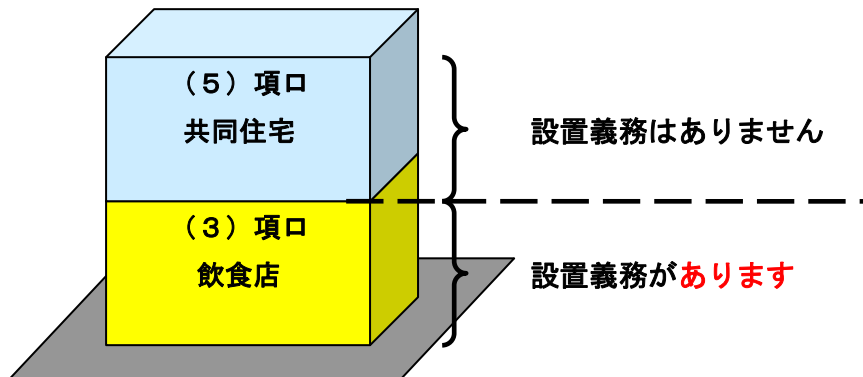
複合用途防火対象物(16項)における考え方

対象用途に供する部分が...	防火対象物全体の対象用途に供される部分の床面積の合計が...
① 11階以上にある防火対象物	10,000㎡以上
② 5階以上10階以下の階にある防火対象物 (11階以上にはない)	20,000㎡以上
③ 4階以下の階にある防火対象物 (5階以上にはない)	50,000㎡以上

自衛消防組織の設置例

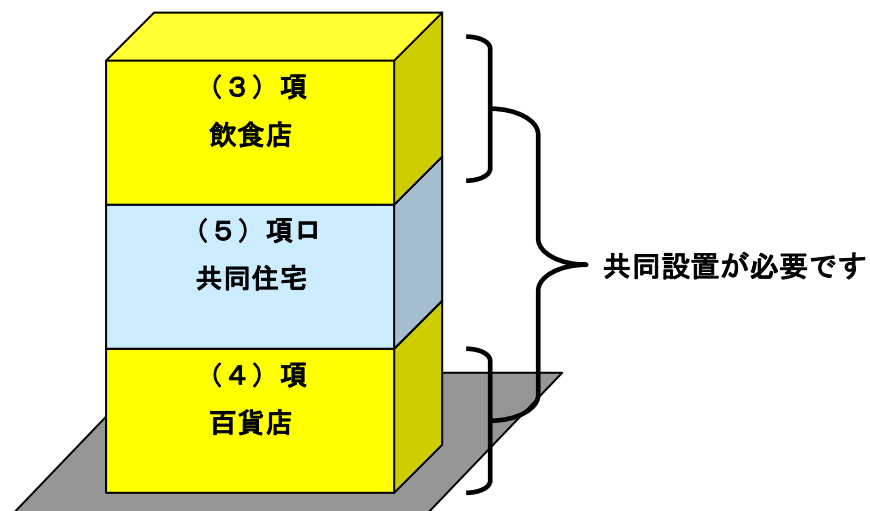
1 複合用途防火対象物については、該当対象用途の部分にのみ設置します。

※「複合用途防火対象物(16項)における考え方」の①～③に該当する場合



2 防火対象物の管理権原が分かれている場合は、該当対象用途の管理権原者が共同して設置します。

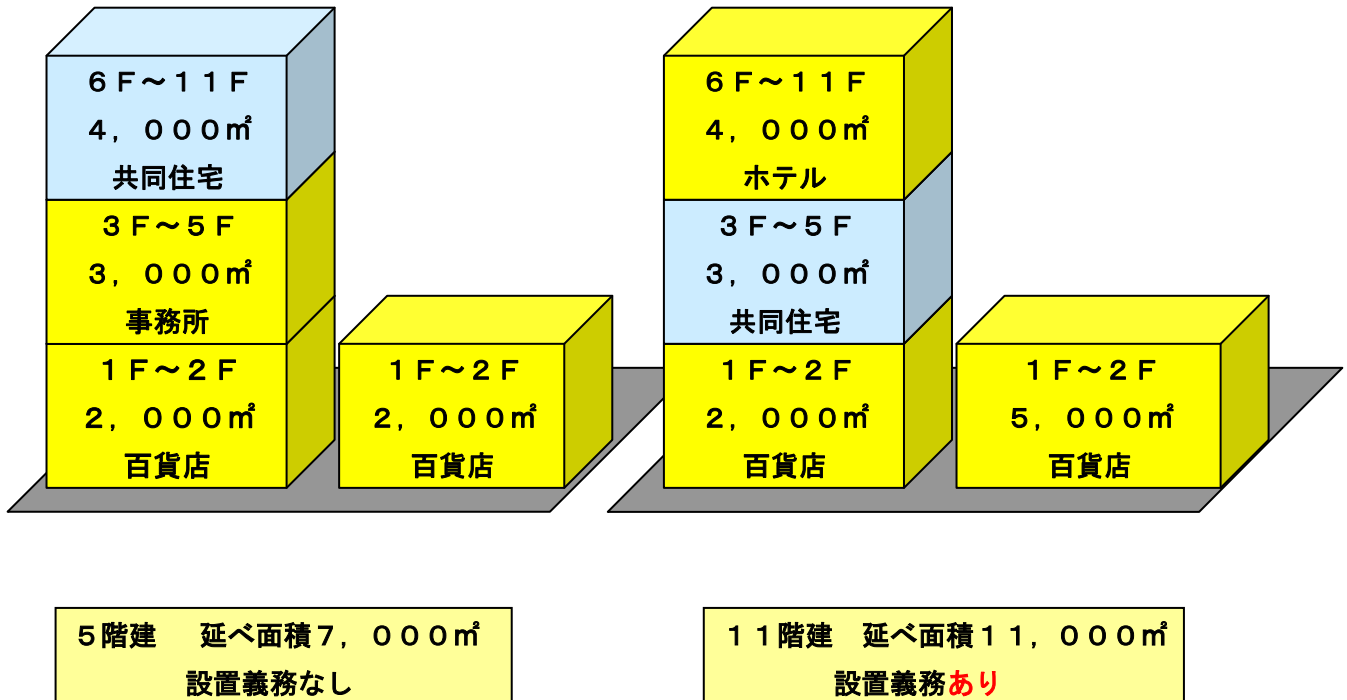
※「複合用途防火対象物(16項)における考え方」の①～③に該当する場合



3 同一の管理権原の防火対象物が、同一敷地内に複数ある場合（消防法施行令第2条適用の場合）

面積・・・自衛消防組織の設置を要する対象用途の、個々の面積を合算します。

階数・・・自衛消防組織の設置を要する対象用途が存する最も階数の多い防火対象物の階数を全体の階数と判断します。



2 自衛消防組織の組織体制・要員

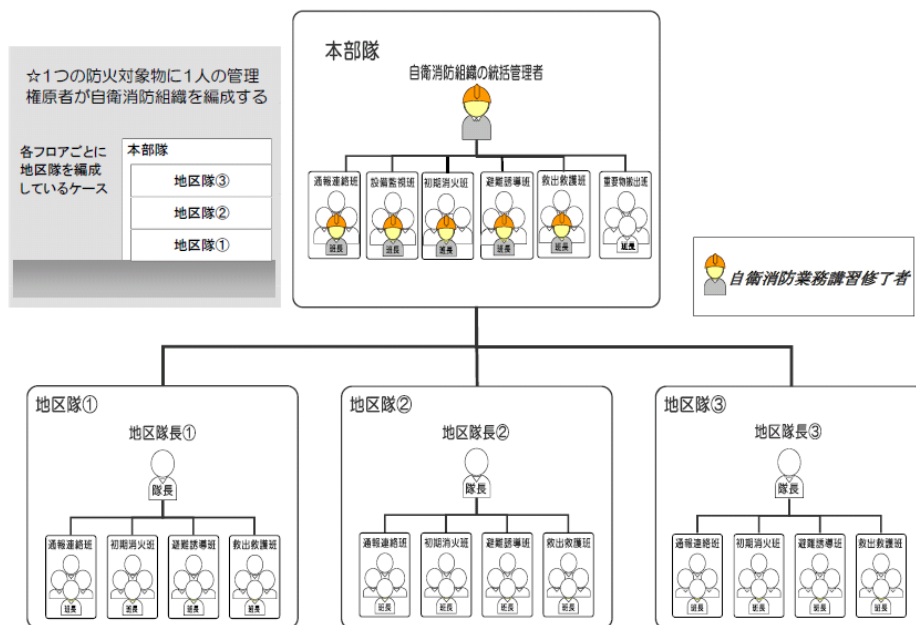
自衛消防組織は、全体を指揮する**統括管理者**と以下の業務ごとに**おおむね2名以上**の要員を置かなければなりません。

- ・ 火災の初期消火活動に関する業務（初期消火班）
- ・ 情報の収集及び伝達、消防用設備の監視に関する業務（情報収集・設備監視班）
- ・ 在館者の避難誘導に関する業務（避難誘導班）
- ・ 在館者の救出及び救護に関する業務（救出救護班）

自衛消防組織に内部組織を編成する場合は、内部組織の業務内容及び活動範囲を明確にし、その業務に必要な要員を配置するとともに当該内部組織を統括する者（班長）を置きます。

また、統括管理者の直近下位にある内部組織の各班長は、統括管理者と同様の資格が必要です。

3 内部組織の編成例



4 統括管理者及び班長に必要な資格

- ・ 自衛消防業務新規講習修了者
- ・ 防災センター要員講習受講者で自衛消防業務追加講習修了者
- ・ その他、一定の資格や必要な学識経験を有する者

※ 自衛消防業務新規講習を修了した者は、取得年月日を基準に5年以内に自衛消防業務再講習を修了しなければ有資格者として認められません(ただし、再講習を受講すれば再度有資格者として認められます)。

5 防火管理に係る消防計画に定める自衛消防組織の業務に関する事項

設置義務者である管理権原者は、防火管理者に、防火管理に係る消防計画における自衛消防組織の業務について、おおむね下記の事項を定めなければなりません。（消防法施行令第4条の2の6、消防法施行規則第4条の2の10第1項及び第2項関係）

- (1) 自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること
- (2) 自衛消防組織の要員に対する教育・訓練に関すること
- (3) その他業務に関し必要な事項

また、自衛消防組織を共同設置している場合、前記に加えおおむね下記の事項を定めなければなりません。

- (1) 自衛消防組織に関する協議会の設置・運営に関すること
- (2) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関すること
- (3) 業務を行う防火対象物の範囲に関すること
- (4) その他運営に関し必要な事項

6 自衛消防組織設置の届出

設置義務者である管理権原者は、自衛消防組織を設置した場合、又は届け出た内容に変更が生じた場合は、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況等を所轄消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

7 防災管理（消防法第36条において読み替えて準用する消防法第8条）

火災以外の災害で、地震や毒性物質の発散による災害の被害の軽減のため、防災管理対象物の管理権原者は防災管理者を定め、防災管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を実施させなければなりません。

また、防災管理対象物における防災管理者は、防火管理者の業務もあわせて行わなければなりません（消防法第36条第2項）。

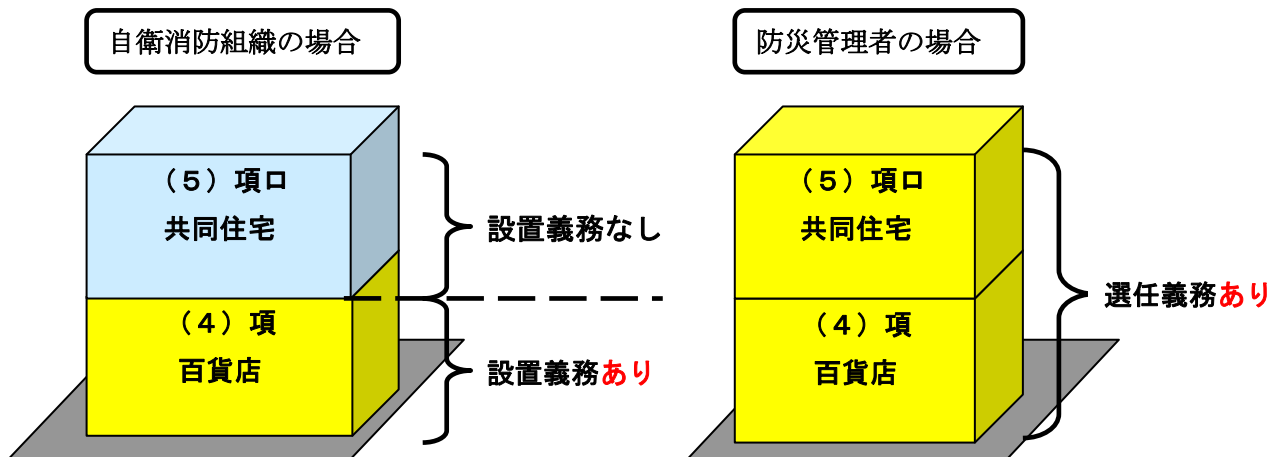
防災管理が必要な災害は、地震や毒性物質の発散、テロ災害等が発生した場合のもので、通報連絡・避難誘導を行うことを求めています。

8 防災管理を要する建築物その他工作物の範囲と防災管理者の選任

防災管理を要する対象物の範囲は、自衛消防組織設置の対象となる防火対象物と同様です（複合用途防火対象物の場合は、建物全体でこの条件を満たした場合、用途に関わりなく当該防火対象物に係るすべての管理権原者に防災管理者の選任等の義務があります。）

複合用途防火対象物における自衛消防組織設置と防災管理者選任の考え方

※ 防火対象物の規模が「複合用途防火対象物(16)項における考え方」の①～③に該当する場合



防災管理対象物の管理権原者は防災管理者を選任し、消防計画の作成、当該消防計画に基づく防災管理上必要な業務を実施させなければなりません。

また、防火管理及び防災管理の両方が適用となる建築物等については、防火対策と防災対策が一元化となるよう、管理権原者は防災管理者に防火管理業務も合わせて実施させなければなりません。

9 防災管理者に必要な資格

- ・ 甲種防火管理講習修了者で防災管理新規講習を修了した者
- ・ 乙種防火管理講習修了者の場合は、甲種防火管理講習及び防災管理講習を修了した者
- ・ その他、一定の資格や必要な学識経験を有する者

※ 防災管理者の資格取得後、選任されると取得年月日を基準に5年以内に再講習を修了しなければ有資格者として認められません（但し、再講習を受講すれば再度有資格者として認められます）。

10 防災管理者の外部委託

防火管理者の業務委託と同様に、防災管理対象物で管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔地に勤務しているなどの理由で、防災管理上必要な業務を遂行することができないと所轄消防長又は消防署長が認める場合に外部委託することができます。

11 防災管理者の責務

防災管理者は、地震発生時における建築物等及び当該建築物等に存する者等の被害の想定を踏まえ、おおむね以下の事項について消防計画を作成し届出なければなりません。これを変更した場合も同様です。

また、消防計画に基づいて避難訓練を年1回以上実施し、訓練結果を検証して必要があれば消防計画を見直すこととされています。

【防災管理に関する事項】

- (1) 自衛消防組織に関すること
- (2) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- (3) 定員の遵守その他の収容人員の適正化に関すること
- (4) 防災管理上必要な教育に関すること
- (5) 避難の訓練その他の防災管理上必要な訓練の実施に関すること。
- (6) 防災管理についての関係機関との連絡に関すること
- (7) 防災訓練の結果を踏まえた消防計画の内容の検証・見直しに関すること
- (8) その他防災管理に関し必要な事項

【地震による被害の軽減に関する事項】

- (1) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定並びに当該想定される被害に対する対策に関すること
- (2) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査に関すること
- (3) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関すること
- (4) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関すること
- (5) その他地震による被害の軽減に関し必要な事項

【特殊な災害による被害の軽減に関する事項】

- (1) 特殊な災害の発生時における通報連絡及び避難誘導に関すること
- (2) その他特殊な災害による被害の軽減に関し必要な事項

12 防災管理者の選任、解任の届出

防災管理対象物の管理権原者は、防災管理者を選任又は解任した場合、遅滞なく所轄消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

平成 26 年 4 月 1 日から施行

13 統括防災管理者

防災管理対象物の管理権原が分かれている場合、当該対象物の管理権原者は協議により選任した統括防災管理者に、建物全体の防災管理上必要な業務を行わせるとともに、消防機関に届け出なければなりません。

平成 26 年 4 月 1 日から施行

14 統括防災管理者が定める事項

統括防災管理者は、建物全体の防災管理体制を推進するため、各テナント等の防災管理者と連携・協力しながら、以下のような事業・役割を行います。

- (1) 建物全体についての防災管理に係る消防計画
 - ・各テナント等の権限の範囲
 - ・防災管理業務の委託範囲
 - ・地震発生時の消防隊への情報提供など
- (2) 建物全体の避難訓練の実施
- (3) 廊下や階段等の共用部分の避難上必要な施設の管理

平成 26 年 4 月 1 日から施行

15 建物全体の防火管理に係る消防計画との整合性

火災予防及び発生した場合に関する事項(防火管理)と、地震、毒性物資の発散等が生じた災害が発生した場合(防災管理)を併せて運用することが望ましいので、従前から共同防火管理協議会及び共同防火管理協議事項等を定めて運用している場合、建物全体の防火管理に係る消防計画と整合性を図る他、各テナントなどの防災管理に係る消防計画との整合性に注意して作成・運用しましょう。

なお、統括防火管理と統括防災管理を1つに併せて消防計画を定めることに差し支えはありません。

16 防災管理点検報告

(消防法第36条において読み替えて準用する消防法第8条の2の2)

防災管理を行わなければならない全ての対象物の管理権原者は、防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務、その他火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のために必要な事項が総務省令で定める基準に適合しているか、1年に1回点検しその結果を所轄消防長又は消防署長に報告しなければなりません。点検の結果、基準に適合しているものについては、①の点検済表示ができます。

また、防火対象物点検及び防災管理点検の両方が義務となる対象物では、両方の点検基準に適合していると認められた場合にのみ②の点検済表示ができます。

① 防災基準点検済証

防災基準点検済証

SAFETY

管理権原者の氏名

点検を行った日 年 月 日

次回点検予定日 年 月 日

点検を行った者の氏名

② 防火・防災基準点検済証

防火・防災基準点検済証

SAFETY

管理権原者の氏名

点検を行った日 年 月 日 年 月 日

次回点検予定日 年 月 日

点検を行った者の氏名

※ 既に防火対象物定期点検の特例認定を受けている防火対象物が防災管理点検を実施し、基準に適合していると認められた場合に掲げることのできる表示は、**経過措置として平成24年5月31日までは防火優良認定証のみ**になります。

17 防災管理点検の特例認定

(消防法第36条において読み替えて準用する消防法第8条の2の3)

防火対象物定期点検報告制度と同様に、過去3年以内の点検結果が優良等の条件により点検報告の義務を3年間免除する特例認定制度です。認定基準は以下のとおりです。

- ① 管理を開始した時から3年以上経過していること。
- ② 過去3年において、以下の命令を受けていない又はされるべき事由が現にないこと。
 - ・消防法第5条……………防火対象物の火災予防措置命令
 - ・消防法第5条の2……………防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令
 - ・消防法第5条の3……………消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令
 - ・消防法第36条において準用する消防法第8条第3項……………防災管理者選任命令
 - ・消防法第36条において準用する消防法第8条第4項……………防災管理業務適正執行命令
 - ・消防法第8条の2の5第3項……………自衛消防組織設置命令
 - ・消防法第17条の4第1項……………消防用設備等の設置維持命令
 - ・消防法第17条の4第2項……………特殊消防用設備等の設置維持命令
 - ・消防法第36条において読み替える消防法第8条
- ③ 過去3年において、防災管理の特例認定取り消しを受けていない又は受けるべき事由が現にないこと。
- ④ 過去3年において点検報告未実施、未報告又は虚偽の報告がないこと。
- ⑤ 過去3年以内において、防災管理の点検基準に適合していること。

所轄消防署へ特例認定の申請を行いこれに基づく検査の結果、特例認定基準に適合しているものについては、①の点検済表示ができます。また、防火対象物点検及び防災管理点検の両方が義務となる対象物では、**両方の特例認定を受けた場合のみ**②の点検済表示ができます。

① 防災優良認定証

② 防火・防災優良認定証



◆ 消防法罰則規定一覧(防火対象物)

法条文	処罰される者	罰則
第39条の2の2	防火対象物に対する措置命令(使用禁止・停止・制限等)【第5条の2第1項】に違反した者 ※1	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
第39条の3の2	防火対象物に対する措置命令(改修・移転・除去等)【第5条第1項】に違反した者 ※1	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
第41条	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物に対する措置命令【第5条の3第1項】に違反した者 ※3 ・防火管理業務適正執行命令【第8条第4項】に違反した者 ※3 ・防災管理業務適正執行命令【第36条第1項において準用する消防法第8条第4項】に違反した者 ※3 ・消防用設備等の設置命令【第17条の4第1項】に違反した者 ※2 ・特殊消防用設備等の設置命令【第17条の4第2項】に違反した者 ※2 	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第42条	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者選任命令【第8条第3項】に違反した者 ※3 ・防災管理者選任命令【第36条第1項において準用する消防法第8条第3項】に違反した者 ※3 	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
第44条	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の火災予防措置命令【第3条第1項】に違反した者 ※3 ・立入検査を拒否等した者【第4条】 ・資料提出命令、報告徴収命令【第4条】に違反した者 ・防火管理者選解任届出義務に違反した者【第8条第2項】 ・防災管理者選解任届出義務に違反した者【第36条第1項において準用する消防法第8条第2項】 ・防火対象物点検報告義務に違反した者【第8条の2の2第1項】 ※3 ・防災対象物点検報告義務に違反した者【第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2第1項】 ※3 ・点検虚偽表示等【第8条の2の2第3項(第36条第1項において準用する場合を含む)】に違反した者 ※3 ・点検虚偽表示除去・消印命令【第8条の2の2第4項(第36条第1項及び第5項において準用する場合を含む)】に違反した者 ・特例認定虚偽表示等【第8条の2の3第8項(第36条第1項において準 	30万円以下の罰金又は拘留

	<p>用する場合を含む)】に違反した者 ※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例認定虚偽表示除去・消印命令【第 8 条の 2 の 3 第 8 項(第 36 条第 1 項及び第 5 項において準用する場合を含む)】に違反した者 ・防災対象物品の表示違反【第 8 条の 3 第 3 項】 ※3 ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務【第 9 条の 3 第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)】に違反した者 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出義務【第 17 条の 3 の 2】に違反した者 ※3 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務【第 17 条の 3 の 2】に違反した者 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務【第 17 条の 3 の 3】に違反した者 ※3 ・消防用設備等の維持命令【第 17 条の 4 第 1 項】に違反した者 ※3 ・特殊消防用設備等の維持命令【第 17 条の 4 第 2 項】に違反した者 ※3 ・消防設備士の工事整備対象設備等着工届出義務【第 17 条の 14】に違反した者 	
<p>第 45 条</p>	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>1 号:1 億円以下の罰金刑...※1</p> <p>2 号:3 千万円以下の罰金刑...※2</p> <p>3 号:各本条の罰金刑...※3</p>
<p>第 46 条の 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特例認定を受けた防火対象物の管理について権原を有する者に変更があった場合の第 8 条の 2 の 3 による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者 ・認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画について軽微な変更をしたにもかかわらず、消防長又は消防署長に届出を怠った当該認定を受けた者 	<p>5 万円以下の過料</p>